

令和7年度 瀬戸内市 入札参加資格審査申請書提出書類(建設工事)

番号	提出書類		ダウンロード	法人	個人	備考	写し
	受付票(表紙)		受付票	◎	◎	・入札、契約の締結等の権限を代理人に委任する場合は、委任先情報まで必ず記入してください。 ※フラットファイルの <u>1ページ目に綴じてください。</u>	—
1	入札参加資格審査申請書		A1	◎	◎	・建設工事の申請は、ホームページからリンクしている、申請支援サービスにログインし必要事項を入力の上、申請書など関係書類を印刷してください。 (従来提出いただいていた「建設工事希望業種調査」・「営業所専任技術者一覧表」は、システムで作成されるこの様式に含まれています。) ※必ず最新の申請書を提出すること。(申請書を出力後、さらに申請書の情報を登録すると、複数の申請情報が登録され、最新の申請書でしか申請を受け付けられないので注意すること。) ※申請の電子化ではないため、システムへの登録後、紙での提出が別途必要となります。	不可
2	経営事項審査結果通知書		—	◎	◎	・審査基準日が 令和5年8月1日以降の最新のもの ・社会保険等の加入の有無の確認にも使用します。 「その他の審査項目(社会性等)」欄において、「雇用保険の加入の有無」、「健康保険の加入の有無」、「厚生年金保険の加入の有無」の項目が「無」となっている場合は、別途保険への加入が確認できる書類の提出が必要です。 ・入札参加資格審査申請後に通知された経営事項審査結果通知書は、受理次第、写しを提出してください。	可
3	納税証明書	国税(消費税含む)	—	◎	◎	・本社を管轄する税務署の証明書 ・未納の税額のないことの証明(法人は「様式その3の3」、個人は「様式その3の2」)	可
		県税	—	○	○	岡山県内に契約締結先営業所が所在する場合に必要 ・県徴収金の滞納がないことの証明	可
		市税	—	○	○	瀬戸内市内に契約締結先営業所が所在する場合に必要 ・完納証明書	可
4	建設業者の詳細情報、建設業の許可通知又は許可証明書		—	◎	◎	・国土交通省の「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」により「建設業者の詳細情報」(PDF)を印刷したものとします。ただし、申請の直前に変更があり、同システムに最新の情報が反映されていない場合は、 建設業許可証明書(写し) を添付してください。 ・許可更新中の場合は、更新中であることを証明できる書類(受付印のある建設業許可更新申請書の写し等)を提出してください。	可
5	工事経歴書		A5	◎	◎	・経営事項審査申請時に使用した工事経歴書の写しで替えることも可とします。 ※水道施設工事のうち 配水管布設工事の入札参加を希望する場合は、入札参加資格審査申請直前の決算2期分の工事経歴書を提出し、発注機関の証明書の写し等を添付してください。	可
6	営業所一覧表		A6	◎	◎	・建設業許可申請書に添付の営業所一覧表(別紙二)の写しで替えることも可とします。変更がある場合は変更届出書(様式第22号の2)の写しをあわせて提出してください。 ・営業所ごとに営業している業種を明記してください。 ・営業所が本社本店のみの場合でも提出してください。	可
7	登記事項証明書		—	◎	×	・法務局の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書	可
8	代表者身分証明書		—	×	◎	・本籍地の市町村の証明書	可
9	建設業退職金共済組合加入・履行証明書		—	◎	◎	・中小企業退職金共済加入証明書、商工会議所特定退職金共済加入証明書又は商工会特定退職金共済制度加入証明書でも可とします。	可
10	使用印鑑届 又は 委任状(兼使用印鑑届)		A10	◎	◎	・入札、契約の締結等の権限を代理人に委任しない場合 様式A10-1「使用印鑑届」に必要事項を記入、押印してください。 ・入札、契約の締結等の権限を代理人に委任する場合 様式A10-2「委任状(兼使用印鑑届)」に必要事項を記入、押印してください。	不可
11	印鑑証明書		—	◎	◎	・法人は法務局、個人は市町村の証明書	可

12	技術職員名簿	—	◎	◎	・経営事項審査申請時に使用した技術職員名簿の写し ・変更がある場合は、朱書き訂正し、最新の状態にしてください。 ・追加技術者については、資格者証の写し及び雇用関係を確認できる書類(健康保険証等の写し等)を添付してください。10年以上の実務経験による場合は、資格者証の写しに代わって経営事項審査申請時に使用する実務経験証明書を添付してください。 ・技術職員名簿に記載されていない資格で、本市に登録したいものがある場合には、資格証明書の写しを添付してください。	可
13	暴力団排除条例に係る誓約書	A14	◎	◎	・熟読のうえ、本社代表者が提出してください。	不可
14	直前2年の各営業年度における工事施工金額	A15	◎	◎	・本市が定める様式を使用してください。ただし、本市の様式と同じ情報が得られる場合に限り、他の様式の使用を認めるものとします。	可
15	社会保険料納入証明書	A17	○	○	岡山県内に契約締結先営業所を有する場合に必要 ・管轄の年金事務所で取得してください。 ・証明事項等 ③証明対象期間:令和5年11月分から令和6年10月分まで ④出力区分:一括用 0 ⑤証明範囲区分:保険料のみ 0 ※別紙A17-1「社会保険料納入証明申請書」に必要事項を記入し、事業主印を押印のうえ、所管の年金事務所へご提出ください。 ・加入義務がない場合は、申立書(様式 A17-2)を提出してください。	可
16	岡山県へ申請した「舗装業者工事施工能力審査申請書」の写し又は指定の「舗装業者工事施工能力調書」	A18	○	○	舗装工事の入札参加を希望する場合に必要 ・岡山県へ申請した「舗装業者工事施工能力審査申請書」の写しは審査印が押されたもの(様式1、2、3) ・岡山県実施の「舗装業者工事施工能力審査」を申請していない場合は、指定の「舗装業者工事施工能力調書」(様式 A18)を添付してください。	可
17	営業用機械器具一覧表	A19	○	○	水道施設工事のうち配水管布設工事の入札参加を希望する場合に必要	可
18	瀬戸内市水道事業指定給水装置工事事業者証の写し	—	○	○	水道施設工事のうち配水管布設工事の入札参加を希望する場合に必要	可
19	配水管技士等職員調書	A21	○	○	水道施設工事のうち配水管布設工事の入札参加を希望する場合に必要 ・調書に記載した職員に係る社団法人日本水道協会認定の配水管技士資格認定証、配水管技能者証の写し、POLITECの施工講習会の受講証の写し及び雇用関係を確認できる書類(健康保険証等の写し等)を添付してください。	可

◎:必ず提出する書類 ○:該当がある場合に提出する書類

その他注意事項

※ 提出書類はA4サイズ用の紙で作成し、A4サイズ縦型、紙製フラットファイル(色指定なし)に本表の書類番号順に綴じてください。
また、**フラットファイルの表紙及び背表紙に商号・名称を記入し、各書類に書類番号を記入したインデックスを貼り付けてください。**(受付票はフラットファイル1ページ目に綴じてください。)

※ 証明書・確認書関係については、**入札参加資格審査申請直前3か月以内に発行されたもの**を提出してください。

※ 社会保険料納入証明書について、事業主の方が年金事務所の窓口で社会保険料納入証明書の交付を受けられる場合は、写真付き身分証明書(運転免許証等)をお持ちください。また、事業主以外の方が年金事務所窓口で社会保険料納入証明書の交付を受けられる場合は、委任状および写真付き身分証明書(運転免許証等)をお持ちください。
社会保険料納入証明書申請についてのお問い合わせは、管轄の年金事務所へお願いします。

※ 入札に参加するには、別途電子入札に係る手続きが必要です。
詳しくは、岡山県電子入札共同利用システムのポータルページ(<http://www.e-okayama.t-elbs.jp/>)を参照してください。